

知するものとする。

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 (略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 (略)

一 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 (略)

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていない

(緊急事態応急対策及びその実施責任)

第二十六条 (略)

2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 (略)

一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域(第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。)における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 (略)

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていない

ことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画に定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第二十七条の二 前条第一項第一号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その

ことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画に定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

(新設)

他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先若しくは退避先を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

(警察官等の避難の指示)

第二十七条の三 前条第一項の場合において、市町村長による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。同条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(新設)

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第二十七条の四 第二十七条第一項第一号に掲げる調査により、党外調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内に警戒区域を設定し、原子力災害事後対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行う市町村の職員による同項に規定する措置を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行うことができ、この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行ったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同

(新設)

(災害対策基本法の規定の読替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条	並びにその他の関係者	並びにその他の関係者、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）並びにその他の関係者
第三十四条第一項	(略)	(略)
第三十六条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策指針（原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。以下同じ。）
第三十八条	防災基本計画	防災基本計画、原子力災害対策指針
第三十九条第一項及び第四十条	防災基本計画	防止基本計画及び原子力災害対策指針
第一項		

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十一条	並びにその他の関係者	並びにその他の関係者、原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。）並びにその他の関係者 又は主務大臣を通じ原子力安全委員会に対し、資料
第三十四条第一項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

第四十條第二項 第二号	災害予防 災害に関する予 報又は警報の発 令及び伝達 消火、水防、救 災 災害応急対策並 びに災害復旧	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力 災害（原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。）に関する情報の伝達 救難
第四十一條	防災基本計画 防災基本計画 災害応急対策並 びに災害復旧	緊急事態応急対策並びに原子力災 害事後対策 防災基本計画、原子力災害対策指 針
第四十二條第一 項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策 指針
第四十二條第二 項 第二号	災害予防 災害に関する予 報又は警報の発 令及び伝達 消火、水防、救 災 災害応急対策並 びに災害復旧	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力 災害（原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。）に関する情報の伝達 救難
第四十三條第一	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策 害事後対策

(新設)	(新設)	(新設)
第四十條第二項 第二号及び第四 十二條第二項第 二号	災害予防 災害に関する予 報又は警報の発 令及び伝達 消火、水防、救 災 災害応急対策並 びに災害復旧	原子力災害予防対策 原子力緊急事態宣言その他原子力 災害（原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。）に関する情報の伝達 救難
(新設)	(新設)	(新設)

第五十一条	第四十九條	(略)	第四十七條第二項	第四十七條第一項	第四十六條第二項	第四十六條第一項	項及び第四十四條第一項
防災計画	災害応急対策又は災害復旧	(略)	防災計画	防災計画	防災計画	(略)	
指針	事後対策	(略)	指針	指針	指針	(略)	指針
防災計画若しくは原子力災害対策	緊急事態応急対策又は原子力災害		防災計画若しくは原子力災害対策	防災計画若しくは原子力災害対策	原子力災害予防対策		

第五十一条	第四十九條	(略)	(新設)	第四十七條第一項	第四十六條第二項	第四十六條第一項	
災害に	災害復旧	(略)	(新設)	災害を予測し、予報し、又は災害	災害予防	(略)	
原子力災害に	事後対策	(略)	(新設)	原子力災害	原子力災害予防対策	(略)	
	緊急事態応急対策又は原子力災害						

			第七十八条第一項	災害	原子力災害に
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			第五十条第一項 第四号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十条	原子力災害対策特別措置法第二十条
			第六号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十条	原子力災害対策特別措置法第二十条
			防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(削る)	字句	(削る)

			第七十八条第一項	災害	原子力災害に
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			第五十条第一項 第四号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十条	原子力災害対策特別措置法第二十条
			第六号から第九号まで	原子力災害対策特別措置法第二十条	原子力災害対策特別措置法第二十条
			防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画	原子力災害対策指針又は防災業務計画

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条第四項	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応





原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	地域防災計画	原子力災害対策指針若しくは地域防災計画
(略)	(略)	(略)
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
(略)	(略)	(略)
第八十条第二項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
(略)	(略)	(略)

第十四条第二項	読み替える規定 字句	読み替えられる 読み替える字句
(略)	(略)	(略)

原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
(略)	(略)	(略)
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

第十四条第二項	読み替える規定 字句	読み替えられる 読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第二号		
第十四条第二项 第三号	(略)	(略)
第二十三条第四项	当該都道府県地域防災計画又は災害予防及び災害応急対策	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは原子力災害予防対策(原子力災害対策特別措置法第二条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。)、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策
第二十三条第六项 (略)	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策

4 5 6 (略)

(原子力防災専門官)

第三十条 原子力規制委員会に、原子力防災専門官を置く。

第二号		
第十四条第二项 第三号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

4 5 6 (略)

(原子力防災専門官)

第三十条 文部科学省及び経済産業省に、原子力防災専門官を置く。

2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として原子力規制委員会が指定した原子力事業所について、第七条第一項に規定する原子力事業者防災業務計画の作成及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、第十条第一項前段の規定による通報があつた場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体の情報収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十一条 原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十二条 原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

2 原子力防災専門官は、その担当すべき原子力事業所として文部科学大臣又は経済産業大臣が指定した原子力事業所について、第七条第一項に規定する原子力事業者防災業務計画の作成及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言を行うほか、第十条第一項前段の規定による通報があつた場合には、その状況の把握のため必要な情報の収集、地方公共団体の情報収集及び応急措置に関する助言その他原子力災害の発生又は拡大の防止の円滑な実施に必要な業務を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十一条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第三十二条 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(主務大臣等)

第三十四条 この法律（第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項、第二十五条第二項、第三十一条、第三十二条及び第三十七条を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二条第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣

二 第二条第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに第二条第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 文部科学大臣

2 第十条、第十五条第一項、第十七条第四項、第二十条第二項及び第二十五条第二項の規定における主務大臣は、次の各号に掲げる事象の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前項第一号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 経済産業大臣（事業所外運搬に起因する事象については、経済産業大臣及び国土交通大臣）

二 前項第二号に規定する原子力事業者の原子炉の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 文部科学大臣（事業所外運搬に起因する事象については、文部科学大臣及び国土交通大臣）

3 第三十一条、第三十二条及び第三十七条の規定における主務大臣は、文

部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

4 この法律における主務省令は、第一項各号（第十条第一項の規定に基づくものについては、第二項各号）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第三十五条 削除

第三十六条 (略)

(原子力安全委員会の意見)

第三十七条 主務大臣は、第十条第一項及び第十五条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

第四十条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

五 第三十一条の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

六 (略)

(新設)

(削る)

第三十四条 (略)

(削る)

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

第三十七条 第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項、第十一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、四 (略)

五 第十三条の二第一項又は第三十一条の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

六 (略)

第三十九条 第二十七条の四第一項の規定による市町村長又は同条第二項

の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は第三十八条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対しても、各本条の罰金を科する。

